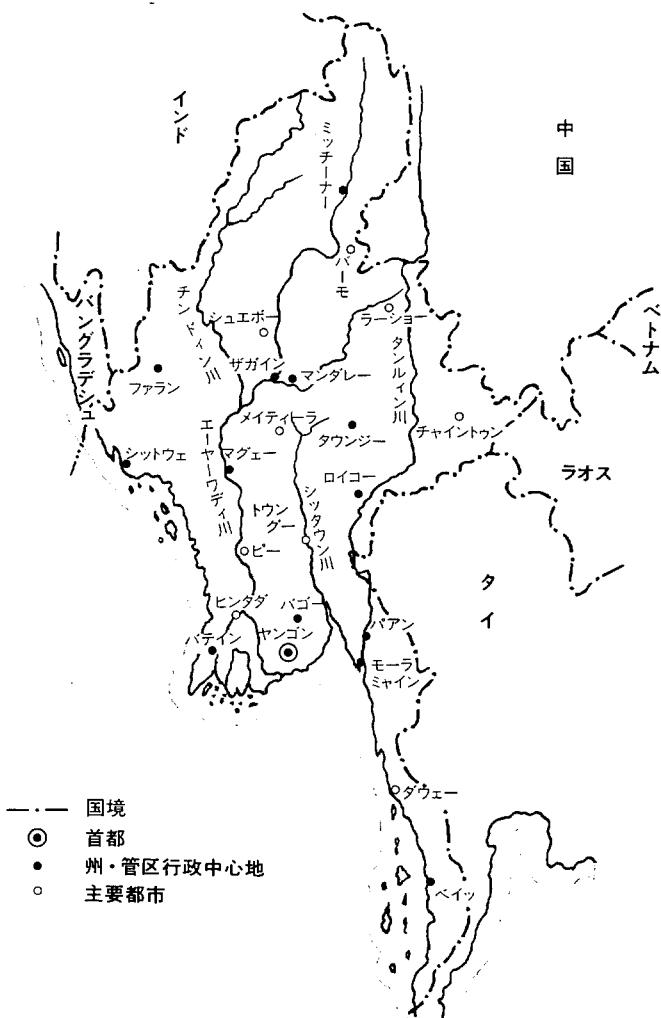


ミャンマー

ミャンマー連邦

面 積	68万 km ²	政 体	軍政（1988年9月18日以降）
人 口	4547万人（1997年3月推計）	元 首	タンシュエ国家平和開発評議会議長
首 都	ヤンゴン（旧ラングーン）	通 貨	チャット（1米ドル=5.9104チャット、1996年度平均。1977年以降ISDR=8.5085チャットに固定）
言 語	ミャンマー語。ほかにシャン語、カレン語など		
宗 教	仏教（ほかにイスラーム教、ヒンドゥー教、キリスト教など）	会計年度	4月～3月



1997年のミャンマー

軍政の再出発 厳しさ増す国際環境の中で

土 どう とし 博

概況

1997年の政治動向は、7月のASEAN加盟と11月の軍政再編という二つの重要な出来事により画される。年前半はASEAN加盟阻止を目指す民主化陣営と、加盟を危うくする事態を避けるべく徹底的に治安を守ろうとする当局との間で、厳しい駆引きが展開された。加盟を契機に、軍政に若干柔軟な態度がみられるようになるが、逆にアウンサン・スー・チー(以下スー・チー)率いる野党・国民民主連盟(NLD)の政治姿勢は硬化する。こうした中、11月には最高意思決定機関の国家法秩序回復評議会(SLORC)が突如解散し、国家平和開発評議会(SPDC)が設立された。現在(98年2月)に至るまで抜本的な政策変更はないものの、汚職追放への取組みなどいくつか変化は現れ始めている。

経済は停滞した。1997年は農作物の洪水被害、アジア通貨危機の影響、チャット下落、物価高騰、外国直接投資の減少、欧米諸国の経済制裁など、さまざまな悪材料が一時に噴出した年であった。経済困難の深刻化を背景に、新政権下で一定の経済改革への取組みが始まった。農作物供出制度の廃止、価格の自由化などがその例である。

対外関係では、国内で軍政と民主化勢力の対立が深刻化する中で、諸外国がより積極的に両陣営への支援と反対を明確にし、具体的行動を起こした。ASEAN諸国が加盟承認により現政権を支援したのに対し、欧米諸国は経済制裁を発動して軍政への反対姿勢を明確にした。全体としては、同国を取り巻く国際環境に改善はみられない。

国内政治

ASEAN加盟前の駆引き

ASEAN加盟は現政権にとって政治・経済両面で大きな得点となる一方、軍政

の国際的孤立化を狙う民主化勢力にとっては打撃となる。このため、加盟実現を目前として両者の間で厳しい駆引きが予想された。はたして、年前半は予想どおり事件が頻発した。

軍政が最も恐れる事態は、軍と民衆との大規模な衝突による「流血の惨事」であった。万一流血事件が起きた場合、国際社会の批判が一層高まり、建設的関与を掲げるASEANでも加盟を承認できなくなる可能性が高かったためである。こうした軍政の危惧は、1996年末の大規模学生デモ発生により既に現実的脅威となっていた。97年に入って、学生を扇動したという治安維持法違反で、NLD党員11人を含む34人が7年の禁固刑という厳罰に処せられた。軍政が事態を深刻に受け止めた証左である。

3月中旬、再び国内治安を揺るがす事件が発生した。同国第二の都市マンダレーで300人以上の仏教僧がイスラーム教徒のモスクや商店を襲撃したのである。仏教僧によるモスク襲撃は、以降10日間で首都ヤンゴンを含む全国6都市へと波及した。仏教僧の攻撃に対し、イスラーム教徒も僧院への投石などで反撃した。対立が激化する中で、当局はマンダレーでは夜間外出禁止令を発し、ヤンゴンでも治安部隊を増派して戒戒体制を敷いた。イスラーム教徒の男性が仏教徒の少女にいたずらした事件が騒動の発端とされるが、軍政はASEAN加盟を妨害しようとする政治的陰謀が背後にあるとして、民主化勢力の関与を批判した。

NLD関係者を含む民主化勢力が学生や僧侶を扇動したか否か、真相は明らかではない。しかし、モスク襲撃の機会を捉えて、一部民主化勢力の地下組織がNLDとの共闘を呼びかける声明を出すなど、政治的意図を示唆する動きはあった。また、ムスリムに対する迫害は、ロヒンジャー難民問題(1991年末からラカイン州に居住するベンガル系イスラーム教徒が大量にバングラデシュへ流出、軍政のムスリムに対する弾圧として国際的批判を浴びた)を想起させる事件であり、ASEAN内で大きな発言権を持つインドネシア、マレーシアとの関係悪化を狙った策略との解釈も、一定の説得力をもつ。

情勢が緊迫する中で、翌月6日遂に軍幹部を狙うテロ事件が発生した。ティンウー第2書記の自宅で、送られてきた小包が爆発し、同書記の長女が死亡したのである。1996年12月にもヤンゴン郊外の仏教寺院で爆弾テロが発生しているが(4人死亡、18人負傷)、軍幹部を直接狙うテロはこれが初めてである。

その後の捜査から当局は、小包の発送先を日本と特定し、在日ミャンマー民主化活動家の何人かを犯人と断定した。犯人とされた人物の名前や経歴は、国営テ

レビや新聞紙上で詳細に掲載されたが、日本の検査当局はこの情報を全く信用しなかったようである。一連の報道の目的は、海外で反政府活動を行う自国民の詳細な情報を当局が把握していることを示し、彼らの行動を牽制する点にあったようである。結局、現在に至るまで事件の真相は解明されていない。武装抵抗を続けるカレン民族同盟(KNU)犯行説や軍内部の権力闘争を原因とする説などが取り沙汰されるのみである。民主化勢力の関与は不明であるが、いずれにせよ今回の爆弾テロがモスク襲撃で揺れる国内情勢を一層不安定化したことは確かである。

こうした状況下、NLDは5月末(27~28日)総選挙7周年を記念する集会を計画した。当局は21日からNLD議員や党員の多くを拘束し、また当日は会場となるスーチー宅の道路封鎖を強化することにより、集会を実力で阻止した。治安問題のなかった1996年でさえ、同時期に計画されたNLD議員総会は関係者の大量拘束により妨害されており、加盟問題に最終結論を出すASEAN特別外相会議(5月31日)を目前としたこの時期、この種の政治大会が許可される可能性はそもそもなかった。軍政の姿勢に対しては、欧米諸国から非難が出されたのみならず、日本も憂慮の念を表明した。しかし、この時期軍政にとっては、強硬手段に訴えてでも、国内治安を乱す可能性のある事態を予防することが最重要課題であった。

ASEAN加盟決定後一軍政穏健化から再び対決姿勢へ

5月31日、クアラルンプールで開催のASEAN特別外相会議において、カンボジア、ラオスとともにミャンマーの7月加盟が決定された。加盟問題が一応決着したことにより、軍政は若干態度を軟化させる。6月初めには拘束していたNLD党員を解放したほか、NLD党本部周辺の道路封鎖も解除した。

この時期、最も注目を集めた出来事は、7月17日軍政幹部キンニュン第1書記とNLDのウン・シエ議長の会談が実現したことである。軍政首脳とNLD首脳の会談は、1995年7月のスーチー自宅軟禁解除以来初めてであった。スーチーが一貫して呼びかけてきた「対話」実現かと、内外の期待は高まった。しかし同時に、同月23日にASEAN正式加盟を控えた軍政の、国際社会向けポーズにすぎないとする批判もあった。また、会談でウン・シエ議長が対話プロセスへのスーチー書記長の参加を求めたのに対し、キンニュンがこれを拒否したことから、NLDの内部分断策略ではないかとの憶測も呼んだ。評価は分かれるものの、年前半の軍政の強硬姿勢を考慮するならば、政治姿勢の一定の変化とみなすことはできよう。

また、8月12日には小・中・高校の新学期が開始された。学校は、昨年末の大

学生を中心とする反政府デモの余波で、3月の夏休み以降新学期の始まる6月になんでも休校が続いていた。大学は1998年2月現在再開に至っていないものの、小・中・高校が再開されたことはASEAN加盟前の厳戒体制が緩和されつつある一証左と言える。

一方、ASEAN加盟を阻止できなかったNLDは、政治姿勢を硬化させた。6月5日NLDは独自の憲法草案をまとめたと発表し、軍政主導の国民会議における憲法制定プロセスに挑戦する姿勢を明確にした。軍政は昨年6月に国民会議以外での独自憲法草案作成を禁止する法律を発布しており、草案内容の公表こそ控えられたものの、NLD非合法化が噂されるなど対決ムードが高まった。また、軍政とNLDの第2回目の会談が9月16日に設定されたが、スー・チー書記長が対話から除外されているとして、ウン・シエNLD議長は直前で会談をキャンセルした。議長と書記長の両者が党の代表である、というのがNLDの立場である。軍政は彼らの頑なな態度を厳しく批判したが、NLDとしてはスー・チーはずしと党の分裂工作中に用心が必要と判断したのである。

さらにNLDは、9月27・28日の両日、結党9周年の機会をとらえて「全ビルマ集会」の開催を計画した。1996年も同様の集会が企画されたが、軍政の道路封鎖により実力阻止されていた。この事件を契機に、それまで恒例となっていたスー・チー宅前の週末市民対話集会が中止に追い込まれた経緯があり、ASEAN加盟後の軍政の対応が注目された。結局、政府は参加者300人を上限として開催を認めるとの方針を示し、柔軟姿勢を一層明確にした。実際には上限を大きく上回る約750人が出席したが、当局による実力行使はなかった。大きな混乱がなかったことに対し、当日スー・チーは感謝の意を表明している。しかし、その後日本の新聞で、この集会開催を軍政の柔軟化の証拠とは考えていないと声明し、警戒感を緩めはしなかった。はたして、1カ月後の10月28日、地区集会をめぐり当局との対立が発生した。

この時期NLDは、軍政の締付け緩和を背景にして、政治活動を活発化させていた。1月以降の地道な活動成果もあり、一時弱体化した地区組織の立直しにも成功した。また、各支部に青年部と婦人部を設置する計画も順調に進展していた。10月21日には、ほぼ1年ぶりにスー・チーが自宅外の集会に参加することが認められ、ヤンゴン郊外のNLD地区集会に参加した。しかし、そのわずか1週間後に、当局はスー・チーの地区集会参加を実力で阻止し、集会自体を強制解散させた。軍政が再び強硬姿勢に転じた背景には、NLDの組織立直しが急速すぎるとの判断が

軍政の再出発

あったものとみられる。NLDも9月末の全ビルマ集会の成功から一連の地区集会開催へと、軍政の許容範囲を超えるペースで政治活動を拡大した面は否めない。これ以降、軍政の姿勢は再び硬化し、拘束、逮捕、道路封鎖などの強硬手段が再び頻用されることとなる。これに対しスーターも厳しく当局を批判し、両者は再び対決姿勢を明確にしていった。

軍政の再出発—SPDC誕生

11月15日、9年間にわたり政権を担ってきた国家法秩序回復評議会(SLORC)が解散し、これに代わり国家平和開発評議会(State Peace and Development Council, 以下SPDC)が設立された。同時に、大幅な内閣改造も実施された。

新たに最高意志決定機関として設立されたSPDCは、19人の軍幹部により構成される。SLORC政権に引き続き、国軍最高司令官タンシュエ上級大将が議長に、国軍副司令官兼陸軍司令官マウンエー大将が副議長に就任した。同じく留任組のキンニュン第1書記、ティンナー第2書記、および新設の第3書記ポストに就任したウインミンの3中将がこれを補佐する。彼ら5人がSPDC内の新執行部である。またSPDCには、海軍・空軍の両司令官、および12軍管区の各司令官も全員参加している。以上から、国軍幹部すなわちSPDCメンバーである。

一方、留任した序列上位4人以外の旧SLORCメンバー16人のうち、2人は副首相として内閣に留まったが、14人は同時に設立された顧問グループへと移籍された。14人のうち11人までが前内閣の閣僚を兼務していたが、これは全員が解任された。この顧問グループは12月前半までには解散されたと言われており、結局今回の人事では、首脳陣4人以外が一蓮托生で更迭されたことになる。

新内閣も発足した。国軍関連省と電力省の2省が新設される一方、副首相府付大臣(従来2人)が廃止された。前内閣からの留任者(副大臣からの昇進と他省からの異動を含む)は25人で、全体の6割以上を占める。SPDCの総入替え方式と比較すると、閣僚人事は政策の継続性を重視した跡が窺える。しかし一方では、14人の新閣僚は全て軍幹部からの登用で、相変わらず閣僚ポストが国軍内部の人事政策上のインセンティブとして利用されている姿も浮かび上がる。副大臣に就任した文民の中には、1993年に設立された翼賛組織「連邦団結発展協会」(USDA)からの登用もあると言われる。また、12月21日には再度内閣改造が行われ、閣僚8人の所管省が変更となり1人が新たに入閣した。

今回の組織再編において特筆すべき点は、「SPDC—内閣」関係の変化である。

従来は、SLORCメンバー20人の内14人までが閣僚を兼務していたため、両者の間に監視機能が働かず、汚職の温床となっていると批判されてきた。これに対し、SPDCメンバーで閣僚を兼任するのは、首相兼国防相のタンシュエ議長のみである。両者が分離されたことにより、今後内閣はSPDCの監視を受けることになり、一定の汚職抑制効果が期待できよう。

さて、今回の組織再編と人事異動の目的は何であろうか。国内外関係者の見方は多様であるが、概ね意見の一一致を見る目的は、(1)国軍内部の人事滞留を解消し、若手将校の昇進やポストに関する不満を払拭すること、(2)汚職まみれといわれる何人かの軍幹部を排除すること、(3)軍政のダーティー・イメージを改善すること、の3点である。

第1の点に関しては、確かにSLORC(あるいは軍)は人事上の刷新を必要としていたと言える。SLORCが「暫定政権」として誕生してから、9年以上が経過したが、この間構成メンバー(当初19人、1992年に3人追加)は、ソーマウン大将が92年4月に健康状態を理由に事実上更迭され、ニャンリン中将が97年に病死した他は、誰も交替することなく続いてきた。SLORC内部に強硬派と稳健派とも言うべき路線対立があると噂されたが、少なくとも組織上は一枚岩の体裁を保ってきた。軍の結束を見せつけることは、スチー率いる民主化勢力に隙を見せないという意味でも重要であった。

しかし、このため1988年当時の軍幹部がSLORCメンバーとして9年間も君臨し続けることとなり、結果として軍内部で人事滞留が生じたと言われる。ネーウィン時代には、ほぼ2~3年間隔で人事異動を行い組織内部の不満を解消してきただけに、定期的な人事異動は軍の団結力保持に不可欠なものであった。長期に及ぶ人事滞留に対し、若手将校を中心に不満が高まっていたことは想像に難くない。軍幹部が恐れていたのは民主化勢力による外からの圧力以上に、軍内部の分裂であった。軍指導部にとり、組織内部の不満解消は焦眉の急であった。

第2の点に関しても、一部軍幹部による目に余る汚職は深刻な問題であった。恣意的で大きな許認可権限を有する経済関係省庁の閣僚を兼任する一部SLORC有力メンバー(貿易商業大臣、農業灌漑大臣、ホテル観光大臣など)には、汚職の噂が絶えなかった。彼らの汚職体质には一般国民、民主化勢力、援助機関はもとより、軍内部からも批判があり、放っておけば軍の士気にも影響しかねない問題となっていた。ところが、古参の実力者である彼らには、タンシュエ議長でさえも手を出せなかったと言われる。しかし、1996年以降経済低迷が深刻さを増すな

かで、これ以上乱脈な経済運営を続ける訳には行かないという危機感が軍首脳部には高まっていた。現在も当局は一部の汚職閣僚を自宅軟禁下に置き、厳しい追及を続けていると言われる。また、年末には警察規律維持法の罰則規定を強化する法改正を実施し、末端の警察官による汚職の低減も図っている。

第3の目的は、軍政のダーティー・イメージの改善と新しい役割(存在意義)の宣言である。1997年、同国を取り巻く通商環境は、一向に改善をみせなかつた。欧米諸国の経済制裁は厳しさを増し続け、海外の民主化勢力や市民団体による消費者ボイコット運動も沈静化する様子を見せない。日本や国際金融機関を中心とする援助も、10年間にわたりほぼ停止している(ただし、日本は98年2月一部円借款の再開を表明した)。民主化を求める国際社会のプレッシャーは増大している。今回の組織再編が軍政のダーティー・イメージの払拭に直ちにつながるとは考えられないが、やや柔軟な路線へとイメージ・チェンジした程度の評価は期待できよう。同時に、名称の変更は軍政の新しい役割の宣言と理解できる。従来の「治安回復」という短期的目標から、「開発」という中長期的な目標を名称に取り込んだ。新組織の名称と役割は、国防と開発の双方を担うインドネシア軍の「二重機能論」に影響を受けていると言われる。実態はともかく公式的には民政移管までの「暫定」政権であることを主唱してきたSLORC時代から、軍政は一步踏み出した役割を主張し始めたと考えられる。

さて、組織再編を果たした軍政は、何を目指すのであろうか。新政権登場から3カ月が経過しようとしているが、政治・経済両面で抜本的な政策転換は打ち出されていない。しかし、汚職追放への取組みなどに、限定的ながら國政運営上の変化は見えはじめた。また、12月のタンシュエ議長とアナン国連事務総長との会談で、民主化・人権問題を調査するための国連特使の受入れを表明するなど、国際社会に対しても柔軟姿勢をアピールし始めた。

経 濟

減速する経済

現政権の最初の経済計画であった「4カ年計画」(1992/93~95/96年度:会計年度は4~3月)は、期間中の目標である年平均成長率5.1%を上回る7.5%を達成した。この成功に自信を深めた政府は、第2次中期計画として5カ年計画(1996/97~2000/01年度)を開始した。しかし、計画初年度にあたる96/97年度のGDP成長率

は暫定値で5.8%と目標の6.1%に届かず、必ずしも好調なスタートとはならなかった。さらに、97年6月に発表された最新の経済統計において、95/96年度の成長率が暫定値9.8%から実績値6.9%へと3ポイント近くも下方修正され、景気が4カ年計画の終わりから既に減速局面に入っていた様子が明らかとなった。

1996年の経済の変調を象徴する指標は、貿易赤字拡大による外貨準備高の急減であった。96年初めに5億6100万ドルあった外貨準備は、8月には1億8300万ドルにまで減少した。これは、輸入の1.3カ月相当という低水準である。外貨不足から石油の輸入が止まるのではないかとの噂が流れ、9月には石油・ガソリン価格が高騰した。さらに深刻な事態は、肥料の輸入・配給不足による農業生産の不振であった。それでも96年は外国直接投資の急増など明るい材料もあり、年度で5.8%という農業依存型経済としては必ずしも低くない成長率を達成できたと言えよう(ただし、暫定値のため注意が必要である)。

さて、注目の1997年経済動向であるが、統計は未発表であるものの、減速したものと推測される。農作物の洪水被害、アジア通貨危機の影響、チャット下落、物価高騰、外国直接投資の減少、欧米諸国の経済制裁など、さまざまな悪条件が重なったためである。筆者は昨年の本稿において、5カ年計画の数値目標の達成条件として、(1)天候不順などによる農業生産の不振に見舞われないこと、(2)政治不安などにより外国直接投資の流入が減少しないこと、(3)マクロ経済安定化が確保されること、の3点を指摘した。振り返ってみれば、これら3条件はいずれも満たされなかった。以下、97年に発生した問題を、個別に検討しておこう。

農業生産の不振

農業部門はGDPの約半分、雇用の65%を構成するミャンマー最大の産業である。それゆえ、天候不順や自然災害などによる農作物(特にコメ)の不作は、経済全体に大きな影響を与える。残念ながら、1997年は30年間で最悪という洪水に見舞われた年であった。96年にも洪水被害を受けており、2年連続の災害となった。7月下旬から8月上旬の豪雨で、死者68人と被災者10万人の被害が出た。洪水は穀倉地帯であるエーヤーワディー管区・バゴー管区・モン州を直撃した。これら3管区・州は、全国のコメ生産の7~8割を占める地域である。一部村落では植直しが行われ被害を回復する措置が採られたものの、全体の生産量減少は避けられない。また、96年後半以降の外貨事情の悪化に伴い、肥料・除草剤・殺虫剤の欠乏、農業機械・ディーゼル油の不足などが生じており、農業生産の障害と

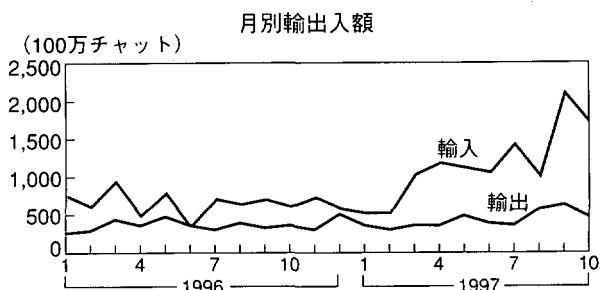
なっている。実際、「雨期米」に比べ肥料を多用する「夏米」の生産は、96/97年度に対前年比で3割近く減少した。苦しい外貨状況の続いた97年も、事情は同様であろう。

農業生産の不振が、一次產品に依存する同国の輸出に悪影響を与えることは確実である。なかでもコメ輸出の減少は深刻である。同国のコメ輸出量は1994/95年度に、社会主義時代の長期低迷からの脱却を象徴するよう約30年振りに100万㌧の大台を記録した。アジアの穀倉地帯の復活かと内外関係者の注目を集めましたが、翌95/96年度には35.4万㌧、96/97年度は9.3万㌧にまで急減し、期待は完全に裏切られた。コメの年間輸出量が10万㌧を割り込むのは、民主化闘争で経済活動が麻痺した88年を例外とすれば、独立後初めての事件である。洪水による被害が深刻だった97年、そして恐らくは98年も、政府は国内需要を重視する慎重な輸出政策を継続するとみられ、コメ輸出の低迷は続きそうである。

チャット下落と外貨送金規制

1997年7月のバーツ危機に端を発するアジア通貨危機は、ミャンマー通貨チャットにも深刻な影響を与えた。ヤンゴン市中心部にあるFEC(外貨兌換券)の公設交換所では、7月14日チャット相場が前週末の1ドル=250ナットから270ナットを割り込む水準まで急落、取引きが停止された。7月初めには200ナット前後だったので、2週間で35%下落した計算となる。タイ通貨不安波及のメカニズムは必ずしも明らかではないが、国境貿易や70万人とも言われるタイ領内のミャンマー人労働者からの送金などにより、同国経済がタイ経済に相当程度統合されていることを示す事件であった。16日には交換所が再開されたものの、FEC交換レートは中銀によって管理された。このため、交換所の外に闇市場が発生した。FECは元来公定レート(1ドル=約6ナット)から大幅に乖離した闇市場レートを「合法化」し「事実上のチャット切下げ」を推進するスキームとして導入されたものだが、今回の措置でそのFECにも闇市場が生まれたことになる。

これに加えて、中銀がチャット防衛のため7月14日付け秘密通達により外貨送金制限を実施したことにより、事態は一層複雑となった。規制の内容は、チャットで購入したFECによる輸入代金の支払いや利益送金を、1カ月当たり5万ドル以下に制限するというものである。ただし、輸出業者には引続き、輸出額相当の輸入が許可された。本措置により、これまで基本的に同一レートで交換されてきたFECとドル・キャッシュとの間に乖離が生じた。為替レートは一層多重化し、一



(出所) CSO, *Selected Monthly Economic Indicators*, 各月版。

説では「8重為替レート」とまで言われる事態となった。

本規制により、最も打撃を被ると予想されるのは輸入代替産業である。1996年に製造業への外国投資が急増したが、その多くが亜鉛

鉄板やセメントなど国内市場への販売を前提とする案件であった。企業家はチャットで費用を回収した後、FECに両替して原材料の輸入代金支払いや利益送金を考えていた。あるトタン板工場では月に150万ドルの輸入代金が発生すると言われ、認可案件全てが稼働を始めた場合、FEC需要の急増とこれに伴うチャットの下落が懸念されてはいた。そこに、バーツ危機の余波を受けた格好である。その後も、バーツ下落を受け、チャットは12月中旬に一時400チャットにまで減価した。しかし、年末までには300チャットへと増価し、98年2月には250チャットまで戻している。

チャットの下落に端を発した今回の送金規制は、政府の経済運営能力に疑義を抱かせるものであった。今回の規制が、ミャンマー投資委員会が奨励措置をもって認可した多くの外国投資案件の存続を脅かすものであったにもかかわらず、当初委員会は規制の詳細を知らされておらず、投資企業からの問合せに混乱した。財政歳入相が、秘密通達の内容について公に説明したのは1ヵ月後の8月26日のことである。

さらに、外貨不足の背後には汚職などによる政策実行上の不手際が存在する。先に指摘したとおり、1996年後半から外貨準備が危機的水準にまで低下していた。政府は輸入規制を強化したとされるが、貿易統計を見る限り効果的な規制でなかったことがわかる(図参照)。輸入規制が効果的に運用されない一因には、政府高官による汚職があるとも指摘される。例えば、自動車の輸入ライセンスは市中において破格値で売却可能で、賄賂を使ってでも入手しようとする強い誘因が働く。また、食用油や肥料など「優先輸入物資」に与えられた輸入ライセンスが贅沢品の輸入に使用されることも日常茶飯事であった。

今回の外貨不足を深刻に受け止めた政府は、遅ればせながら本格的な貿易統制に乗り出した。7月16日にマウンエーSLORC副議長をトップに13人の主要閣僚

をメンバーとする「貿易政策委員会」を設立した。今後、輸出入規制を初めとする貿易政策は、この委員会が策定することになる。また、これに先立つ6月24日には、キンニュン第1書記を議長とする「財政金融委員会」が設立されており、通貨安定とインフレ抑制策が検討されている。また、経済運営の透明性を確保するための汚職追放が、SPDC誕生の一動機であった事情は既に述べたとおりである。

アジア通貨危機の影響

アジア通貨危機がミャンマー経済に与えた影響は多岐に及ぶ。第1に、チャット下落による物価の高騰が指摘できる。1996年の終わりから物価は上昇基調にあったが、それでも97年前半の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比で20%台、前月比では2%台で推移していた。ところが、チャットの下落した7月にはそれぞれ33%，9%へと急上昇し、8月には前年同月比で40%を記録した。その後若干落ち着いたものの、統計の利用できる10月時点での同30%前後と高水準である。主食であるコメの値段も上昇した。コメ単価(1kg=4.69^缅)は1月の53^缅から8月には68^缅へと、30%近い上昇をみせた。その後若干沈静化したと言われるが、97年の洪水被害の影響もあり、通常6～7月まで上がらないコメの値段が98年1月にはすでに上昇し始めたとの情報もある。98年に入りチャットが強含みで安定しても、物価は下がっておらず市民生活は圧迫されている。

第2に、外国直接投資(FDI)の減少が指摘できる。1997年前半(1～6月)は対前年同期比で約30%の増加を示し(認可ベース)，96年後半から始まった製造業投資の増加基調が維持されていた。ところが、年後半(7～12月)に入ると対前年同期比で-76%の大幅減少へと転じた。申請から認可までに必要な時間を考慮すると、今回の大幅減少が通貨危機の影響によるものか、あるいは大型の投資案件一巡による一時的低下なのか、現時点では判断できない。しかし、ASEANからの投資は全外国投資の5～6割を占めており、今後通貨危機の影響が表面化する可能性は高い。

また、直接投資の動向を占う上で見落とせないもう一つの要因として、経済制裁の影響が指摘できる。1997年を通じて欧米の経済制裁は強化された。人権や民主化問題を批判するNGOによる消費者ボイコット運動も勢いを増すばかりである。このため欧米のみならず日本の多国籍企業にも、制裁やボイコット運動のターゲットにされることを恐れて同国への投資を控える動きがみられた。民主的な政府への権力委譲を実現しない限り、同国を取巻く通商環境は好転しそうにない

(「対外関係」の項参照)。

第3に、輸出への影響が指摘される。ASEAN地域は同国的主要貿易パートナーでもある。輸出入ともに約4割を同地域に依存している。それゆえ、ASEANの経済減速は同国にとっては輸出市場の喪失を意味する。また、ASEAN各国の通貨下落により一次産品を中心とするミャンマー輸出品との競争も激しくなると思われる。さらに、雇用情勢の悪化を背景として、タイやマレーシアでは外国人労働者の制限や本国送還などが始まった。1996/97年度の国際収支において、大部分が海外出稼ぎ労働者からの本国送金と考えられる民間移転収入は26.6億^{ヤード}であった。これは輸出の約5割に相当する金額である。さらに、統計で補足される以上の外貨が、地下銀行システムを通じて流入していると言われる。近隣諸国への出稼ぎ労働が困難になった場合、同国経済の受けた影響は甚大である。

経済改革への胎動

景気減速の深刻化を背景に、新政権による経済改革への取組みがみえ始めた。前述した汚職対策以外でまず注目すべきは、コメの供出制度の廃止である。政府が農民から農作物の一定割合を安価に買い付ける「供出制度」は、1987年9月に一応廃止されたが、実態としては収穫量のおよそ1割が依然政府へ供出されており、これが農民の生産意欲を削ぐ大きな原因と言われてきた。97年政府は新調達方式を導入し、供出制度の完全廃止を表明した。この措置により農民は価格インセンティブを与えられることとなり、将来的な増産が期待される。同時に糀米の売買に対する商業税を免除する措置がとられ、市場でのコメ流通の円滑化が図られた。しかし、入札による政府調達は不調に終わった様子で、現場レベルでの強制的な供出の復活が懸念される。また、軍や公務員への配給は当面維持される予定であり、財政赤字拡大も問題となろう。供出制度が撤廃される以上、今後政府の財政基盤を維持するためにも、地税等による農業部門への課税が課題となろう。

この他、一部価格統制と配給制度の残っていた商品の価格自由化が進展した。7月に行われたガソリン価格の自由化では、公定価格が7倍に跳ね上がったが、闇市場での価格が下落し両者の差がほぼ消滅した。政府関係者による配給ガソリンの横流しなどレントシーキングの機会が減少することも期待され、全体として物価には好影響を与えるものと思われる。また、商業税率の改定や関税評価用の為替レートの一段の切下げ(=実勢レートへの接近)など、自由化政策が推進された。

対外関係

ASEAN加盟

1997年7月23日、ミャンマーはラオスと共に東南アジア諸国連合(ASEAN)に加盟した。国内では民主化勢力、国外では欧米諸国の反対を押し切っての加盟実現であった。軍政はここ数年ASEAN加盟を最重要課題と位置づけ、国内治安を徹底的に守ると同時に(「国内政治」の項参照)、ASEAN諸国に対し積極的な外交を展開してきた。96年は軍政首脳がASEAN各国を訪問し加盟への協力を訴えたのに対し、97年は関係各国の首脳を相次いで自国へ招待した。1月にはフンセン・カンボジア第2首相、2月にはスハルト・インドネシア大統領、3月にはカムタイ・ラオス首相、5月にはチャワリット・タイ首相とド・ムオイ・ベトナム共産党書記長が来訪した。こうした外交攻勢の成果もあり、5月31日ASEAN特別外相会議の場で、同国の7月加盟が決定されたのである。

7月の加盟後もASEAN各国を対象とする積極外交は継続した。しかし、加盟後はミャンマーが一方的にASEANに協力を求めるのではなく、ASEAN側が軍政に要望を突きつける場面が多くなっている。ASEANとしても、欧米の強い反対を押し切って同国を加盟させた以上、ASEAN流の「建設的関与」が実効ある政策であることを証明する必要があったのである。こうしたなか、9月にはネーヴィン元大統領がインドネシアを訪問しスハルト大統領と会談した。突然の訪問であったこともあり、内外関係者を驚かせた。2月のスハルト大統領来訪に対する返礼で私的訪問とされたものの、軍幹部に隠然たる影響力を持つと噂される元大統領が国外で要人と会うのは、引退後初めてでありさまざまな憶測を呼んだ。この訪問においてスハルト大統領周辺の企業から、軍政の一部閣僚による汚職に関する不満が伝えられ、これが後の汚職追放政策につながったとも言われる。10月にはラモス・フィリピン大統領が、加盟後初めてのASEAN首脳として来訪した。訪問に先立ち、大統領がスーザーとの面会を希望しているとの報道が流れ、フィリピン外務省が慌ててこれを否定する一幕があった。結局、大統領に同行していたシアソン外務長官が公式訪問終了後、秘密裏にスーザーと会談したことが後に明らかになったが、ASEAN首脳がスーザーとの会談を求めるのは異例であった。内政不干渉を前提とする「建設的関与政策」から、国内政治にも口を出す、より積極的な関与政策への変質を示唆する出来事である。こうしたASEANからの圧



7月23日、ASEAN加盟式典で加盟文書に署名するオンジョー外相(右)(WWP)

力は、今後も強まっていくものと予想される。

経済制裁の強化

一方、軍政の人権侵害や民主化勢力に対する弾圧を批判しASEAN加盟に反対する欧米諸国は、1997年に入り相次いで経済制裁を強化した。まず、3月24日EU理事会が、ミャンマーからの輸入品に対する一般特恵関税の適用停止を決定した。制裁理由は、軍政が軍事作戦やインフラ建設において強制労働を日常的に利用しているためと説明された。強制労働の存在は理事会規則において特恵関税停止の一要件に挙げられてはいたものの、こうした「人権条項」が適用されたのは今回が初めてである。その意味で本措置にはEUの強い政治的メッセージが込められていると言えよう。しかし、実際の経済的影響は、同国に対する輸出依存度が数パーセントと低いため、きわめて限られたと考えられる。

次に、4月22日米国務省がアメリカ企業による新たな対ミャンマー投資を禁止する経済制裁を発表(ただし発効は5月20日大統領令による)、25日にはミャンマーのASEAN加盟反対を公式に表明した。制裁措置は1996年10月に発効した対外援助歳出法の、いわゆる「ビルマ制裁条項」に基づくものである。本条項に基づき、二国間援助の停止、国際金融機関による対ミャンマー融資への反対、軍政当局者へのビザ発給の停止などの制裁措置がすでに実施されていた。同時に本条項は、軍政による大規模な民主化勢力の抑圧、あるいはスーターに対する危害、逮捕、

国外追放などが発生した場合、大統領に追加的制裁措置の発動を求めており、今回の制裁はこの追加措置である。本措置はアメリカ企業による第3国経由の投資をも禁じている。また、既存投資への遡及的制裁には法的な困難が多いと予想されることから、今回の措置は現行政府が採りうる最大限の投資規制と考えられる。アメリカ政府の軍政に対する厳しい姿勢を示すものである。

制裁の影響に関する評価は分かれている。アメリカの投資はマルタバン沖の天然ガス開発に集中しており、なかでも最大案件はヤダナ油田開発であった。仮に本プロジェクトの遂行が困難になれば、その影響は甚大であったと想像される。しかし、開発投資はほぼ終わっており、実際には大きな打撃はなかった。一方、もう一つの大型案件であるエタグン油田開発からはテキサコが撤退を表明した。経済制裁の直接の影響ではないと言われるが、これを「嫌気」した動きではある。本事業にはマレーシアのペトロナスが参加予定であり、アメリカ企業の穴はASEANのそれにより埋められた。しかし、1997年5月末までのアメリカからの直接投資は5億8200万ドル、国別では4位、構成比ではおよそ10%を占めており、経済不振にあえぐASEANがアメリカを完全に代替することは困難であろう。アメリカの制裁は、EUのそれとは異なり、実質的ダメージをミャンマー経済に与えるかもしれない。

この他、20近くの州、市、郡といったアメリカ地方自治体が、ミャンマーでビジネスを行う企業を政府調達から締め出すなどの制裁を、実施または検討している。NGOや消費者団体によるボイコット運動も活発で、ミャンマーの衣料工場からはアメリカ人バイヤーの姿が消えたとさえ言われる。さらに、カナダやイギリスも、特惠関税の適用停止や貿易促進活動に対する資金援助の打切りなどの経済制裁を決定した。1998年春ロンドンで開催する第2回アジア欧州会議(ASEM)首脳会合へのミャンマー参加も、EUの反対で実現しなかった。このように、ASEAN加盟後も同国を取り巻く通商環境に好転はみられない。

ここで注目されるのは、日本の対ミャンマー政策である。従来日本政府は、両陣営へのパイプを生かして対話を促すという「中間的」な立場を維持してきた。しかし、1998年2月、10年振りに円借款の一部再開を表明したことで、従来のスタンスを軌道修正した。政府は今回の円借款をODA本格再開とは位置づけていないが、「関与」政策へ一歩踏み出したことは確かである。今後日本の対ミャンマー政策は、民主化陣営はもとより、国民・国際社会からも従来以上の注視を受けることになる。日本外交の手腕が試される年となろう。

1998年の課題

1997年末に行われた組織改編と人事異動は、軍政の再出発を意味する動きである。その背景には、悪化する国内経済と厳しさを増す国際環境が指摘される。アジア通貨危機の影響で国内経済は大きな打撃を受けた。軍政が長期化するなかで汚職も深刻な問題となっていた。そしてASEAN加盟を実現したにもかかわらず、同国を取り巻く通商環境は一向に改善をみせなかった。経済低迷と政治的閉塞の中で、これ以上乱脈な国政運営を続けることはできないとの危機感が、軍幹部をして今回の組織改革へと踏み切らせたと言えよう。

SPDC設立からわずか3ヶ月であるが、幾つかの政治・経済改革が観察される。汚職追放、国連特使の受入れ、農作物供出制度の撤廃などがその例である。もちろんこれらの政策は必ずしも新政権により策定されたものばかりではないが、新執行部の下で幾つかの重要な政策が実行に移されたという事実は重要である。古参の軍実力者達が排除されたことで、政権内部の対立が緩和されると同時に、執行部の指導力が強化され、いわば重石が取れた格好で政策決定・実行が行いやすい状況が生まれている傍証のようにも思われるからである。

しかし、軍政が再出発に成功し、部分的な改革に取組み始めたからといって、同国が直面する根本的な政治・経済課題に解決の糸口が見出されたわけではない。ミャンマーの直面する根本的な課題とは、軍政と民主化勢力との対話と妥協を通じて将来の統治体制のあり方を定めることである。民主化勢力が「軍は兵舎へ帰るべき」との原則論に基づく完全な「民主体制」を求めるのに対し、軍政は軍の恒久的な国政関与を保証する「半文民体制」を志向する。このように、両陣営は国家構想において真っ向から対立している。また、外国援助、資金、技術、市場へのアクセスを確保するためにも、新体制は国際社会の認知を受けられるものでなければならない。欧米各国は軍政の構想に明確に反対し、民主化勢力の志向する完全な「民主体制」のみが国際社会が認知できる統治形態であるとするのに対し、ASEAN・中国は軍の構想に理解を示す。国際社会も二分された状況である。組織改革により指導力を強化した新政権が、この積年の課題にいかに取り組むのか、そして政治的閉塞状況は打破されるのか。新政権の舵取りが注目される。

(動向分析部)

1月 4日 ↪国民民主連盟(NLD)、第49回独立記念日祝賀会をスーター宅で開催。党員ら500人以上が出席。96年5月NLD議員総会以来の大規模集会。

10日 ↪橋本首相、スハルト・インドネシア大統領との会談で、ミャンマーの人権問題について、ASEAN加盟が圧政の隠れ蓑にならないように要望。

♪消防法(The Fire Services Law)、公布。

13日 ↪ミャンマー中央銀行修正法、公布。

15日 ↪カレン民族同盟(KNU)ら反政府少数民族15組織、軍政打倒・NLDとの共闘・ASEAN加盟反対を含むメータロウタ宣言を採択。

♪外相、ベトナム訪問(～18日)。

18日 ↪96年12月の学生デモで逮捕されたNLD党員ら20人が、治安維持法(50年)違反の罪で懲役7年の判決を受けたと、政府発表。

28日 ↪フンセン・カンボジア第2首相、来訪(～31日)。

♪ペプシコ、ミャンマーからの早期完全撤退を表明。

29日 ↪富士銀行、地元大手のヨーマ銀行と合弁銀行設立で合意。

30日 ↪ミャンマー農業村落開発銀行(MARDB)修正法、公布。

2月 4日 ↪タイ政府、タチレイイ=チャイントン間の道路建設(164キロ)のため、3億ドルのソフトローン供与を決定(合意文書の調印は17日)。

7日 ↪運輸相、ヤンゴン国際空港拡張事業で、凍結されている円借款の再開を待たず、工事を推進すると発言(公式表明は3月8日)。

12日 ↪NLD、スーター宅で連邦記念日50周年記念集会を開催。

♪国軍、KNUへの軍事攻撃を開始。

21日 ↪スハルト・インドネシア大統領、来訪(～23日)。政府首脳の他、ネーウィン元大統領とも会談。

3月 2日 ↪ミャンマー市民修正法、公布。

3日 ↪日本政府、40億円の債務救済無償供与協定に調印。

♪国家食料法、公布。

4日 ↪国有企業修正法公布(参考資料参照)。

8日 ↪マレーシア・パブリック銀行、ミャンマー市民銀行と合弁銀行設立で合意。

11日 ↪雲南機械進出口公司、鉄道運輸省に5000万ドル相当の鉄道設備を融資付きで輸出することに合意。

13日 ↪タイ石油公社、エタグン天然ガス田からのガス購入契約に調印。

16日 ↪マンダレーで、数百人の仏教僧・住民が、モスクやイスラーム教徒の商店などを襲撃。翌日、夜間外出禁止令が布告。以降10日間で、ヤンゴンを含む6都市へ波及(政府筋)。

17日 ↪在ヤンゴン・ブルネイ大使館、開設。

18日 ↪さくら銀行、ヤンゴン事務所を開設。

21日 ↪国家補正予算法、公布。

24日 ↪EU定例外相理事会、ミャンマーからの輸入品に対する一般特恵関税の適用停止を決定。広範な強制労働の存在が理由。

25日 ↪中国政府代表団、無償資金援助を含む経済協力の推進に関する覚書に調印。

♪ブルネイ投資商業銀行、ヤンゴン事務所を開設。

26日 ↪1997年度国家予算法、公布。

29日 ↪カムタイ・ラオス首相、来訪(～4月1日)。

31日 ↪政府、国営紙上で1997年度経済目標等を発表。

4月 1日 ↪政府、月初めの定例記者会見を

見送り。以降、97年中は定例記者会見なし。

3日 トミャンマー畜産漁業開発銀行(MLFDB)、カンボジアのグローバル商業銀行と合弁銀行設立で合意。

6日 トティンター第2書記の自宅で、小包が爆発。同書記の長女が死亡。

7日 ト外相、ニューデリーで開催の第12回非同盟諸国外相会議(～8日)に出席。

14日 トNLD、仏暦正月の式典をスーター宅で開催。党員や支持者約600人が参加。

17日 トオーストラリアのビール醸造大手フォスター・ブルーイング、96年末でミャンマー市場から撤退と発表。

22日 ト米国政府、新規投資の禁止を含む対ビルマ経済制裁を発表(発効は5月21日)。

25日 ト米国政府、ミャンマーのASEAN加盟反対を公式に表明。

26日 ト政府、3月のモスク襲撃事件で拘束した佛教僧ら226人を解放。

28日 ト建設省、タイ企業ロジャナ工業団地開発とフラインターカー工業団地開発で合意。

5月3日 ト連邦団結発展協会(USDA)、ASEAN加盟支持および米国の経済制裁に対する集会を、全国で開始。

7日 トデソト国連事務次長補、来訪(～10日)。9日にスーターと、10日にキンニュンと会談。

13日 トミャンマー国際航空、エアー・マンダレーと協力協定を締結。

16日 トチャワリット・タイ首相、来訪(～17日)。

21日 トティンターNLD副議長、NLD党員ら多数が当局により拘束されたと発表。

22日 ト日本政府、NLD関係者の大量拘束につき、憂慮の念を表明。

トド・ムオイ・ベトナム共産党書記長、来訪(～24日)。

27日 ト当局、NLDの予定していた1990年総選挙7周年記念集会を、スーター宅の道路封鎖強化で、実力阻止。

31日 トASEAN、クアラルンプールで開催の特別外相会議で、カンボジア・ラオス・ミャンマー3カ国の7月加盟を決定。

6月2日 ト日本政府、20億円の債務救済無償供与協定に調印。

ト国家計画経済開発省と絆団連、第1回日本・ミャンマー合同経済会議を開催(～3日)。

3日 ト絆団連の日本・ミャンマー経済委員会代表、キンニュン第1書記と会談。

5日 トNLD、独自憲法案の起草を完了したと発表。

10日 トマレーシア外相、来訪。ASEAN加盟承認を伝達。

12日 ト平林内閣外政審議室長、キンニュン第1書記と会談。タンシュエ議長宛ての橋本首相の親書を手交。

ト安田火災海上保険、ミャンマー国営保険会社と合弁で、損害保険会社設立に合意。

13日 トASEAN加盟準備委員会(委員長:キンニュン第1書記)発足。

19日 ト英国政府、対ミャンマー貿易促進活動に関する資金援助の打切りを決定。

21日 トデンバー・サミット、プログレス・レポートの中で、SLORCに対しスーターの安全を要請。

26日 ト保険業法細則(Rules)、公布。

7月4日 トOISCAと農業灌漑省、パコックに農林業研修センターを開設。

7日 ト日本ミャンマー交流促進議員連盟代表団7人、来訪(～9日)。

12日 ト政府、国営紙上で高額紙幣(200ナットと500ナット紙幣)廃貨の噂を否定。

16日 ト故アウンサン将軍の息子アウンサン・ウー氏、大学図書館や障害者に寄付(～18日)。

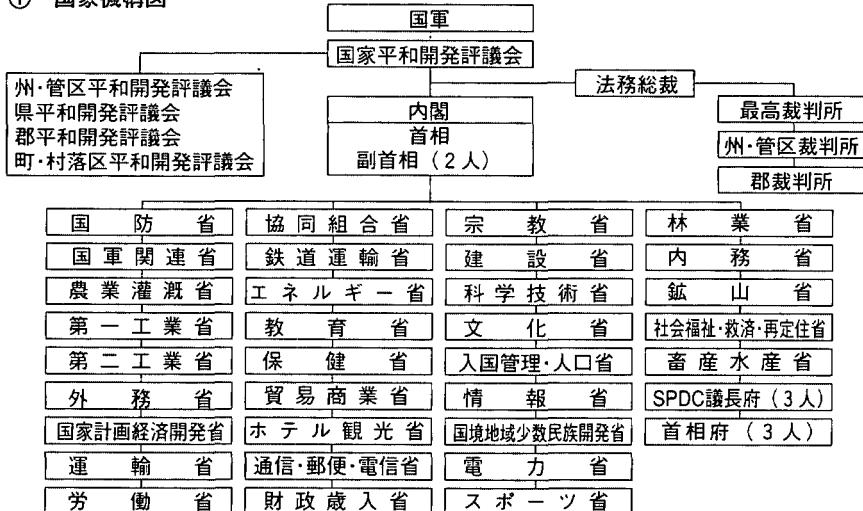
- 17日 ↪ アウンシュエNLD議長とキンニュン第1書記、ヤンゴン市内で会談。
- 18日 ↪ 日本政府、米国マサチューセッツ州のビルマ制裁法を政府調達協定違反として、WTOに提訴。
- 22日 ↪ 国営スタンドでのガソリン販売価格を7.2倍に引き上げ。同時に数量制限を大幅に緩和。
- 23日 ↪ ミャンマー、ラオスとともにASEAN加盟。外相は、23日加盟式典、24~25日外相会議、27日ASEAN地域フォーラム、28~29日拡大外相会議に出席。
- 24日 ↪ ソーマウン前SLORC議長、心臓発作のため死去。68歳。
- 25日 ↪ 政府、国営紙上で500万紙幣廃貨の噂を、再度否定。
- 26日 ↪ 日本ミャンマー友好議員連盟の小沢衆議院議員、来訪(~27日)。
- 29日 ↪ 池田外相、クアラルンプールでオングロー・ミャンマー外相と会談。
- 30日 ↪ 米国資源大手のニューモント・ミネラル・エクスプロレーション、ミャンマー金鉱山開発から撤退を決定。
- 8月6日 ↪ 貿易商業相、訪中(~18日)。8日、昆明貿易フェア97開催式に参加。
- 7日 ↪ カナダ政府、自国産業界に対ビルマ新規投資の自粛を要請。
- 12日 ↪ 小・中・高校の新学期、始まる。通常の6月開始より2カ月遅れ。
- 14日 ↪ 中銀、秘密通達を出し、外国送金制限(月に5万ドル以下)を実施。
- 15日 ↪ タイ西部ターキー県メソトとミャンマー南東部ミヤワディを結ぶ友好橋、開通。
- 特別裁判所、スチーのいとこら民主化勢力4人に対し、国家反逆罪などで懲役10~30年の判決。
- 18日 ↪ 高村外務政務次官、キンニュン第1書記と会談。ヤンゴン国際空港拡張事業への円借款再開に難色を示す。
- 20日 ↪ キンマウン准将、農業灌漑省副大臣に就任。
- 28日 ↪ 財政歳入相、外国送金制限について、公式に説明。
- 9月2日 ↪ インドネシアのアストラ・グループ、関連会社をヤンゴンに設立。
- 11日 ↪ ヤンゴン航空(タイ企業とミャンマー国際航空の合弁会社)、ミャンマー航空とマイフラー・グループに売却される。
- 12日 ↪ 日本政府、ミャンマーの洪水被害に対し、5万ドルと救済物資を緊急援助。
- タイ入国管理局、バンコクにある反政府勢力拠点の「ビルマ連邦国民連合政府」事務所を搜索。「閣僚」3人を逮捕。
- 16日 ↪ アウンシュエNLD議長らとキンニュン第1書記との会談、成立せず。スチー書記長が会談から除外されているため。
- 韓国のハナ銀行、ヤンゴン事務所を開設。
- 18日 ↪ ロンドンで病気療養中のエーチョー情報相、死亡。59歳。
- マンダレー・コンピューター科学技術大学、開設。
- 19日 ↪ 外相、第52回国連総会出席のため、ニューヨークへ出発(~10月7日)。
- 財政歳入相、世銀・IMF合同年次総会(23~25日)参加のため、香港へ出発。
- 23日 ↪ ネーヴィン元大統領、インドネシア訪問(~25日)。24日スハルト大統領と会談。
- 24日 ↪ 国民統一党(NUP)、党創立9周年記念大会を開催。
- 外相、ニューヨークでASEAN外相会議に参加。
- 米国テキサコ、エターン天然ガス開発からの撤退を表明。自社権益は共同事業者の英國プレミアへ売却。代わって、マレーシアのペトロナスが事業参加の予定。

- 26日** ▶政府、ケニアと外交関係樹立。
- 27日** ▶NLD、スーター宅で創立記念集会を開催(～28日)。約750人が出席。
- 30日** ▶韓国長期信用銀行、ヤンゴン事務所を開設。
- [10月] 3日** ▶キンニュン第1書記ら代表団、シンガポール訪問(～4日)。両国間の閣僚級作業委員会に参加。
- 14日** ▶国家計画経済開発相、ASEAN経済閣僚会議参加のためマレーシア訪問(～19日)。
- ▶アマコスト元駐日大使・アーミテージ元国防次官補・アブラモウィツ元駐タイ大使ら米国共和党系代表団、来訪(～16日)。15日にスーターと、16日にはキンニュンと会談。
- ▶フィリピン大統領、来訪(～17日)。
- 17日** ▶三井海上火災保険、国営ミャンマー・インシュランスと合弁保険会社設立の基本覚書を締結。
- 21日** ▶スーター、ヤンゴン郊外タケタでのNLD地区集会に参加。自宅外での集会参加は、約1年ぶり。
- 27日** ▶中国政府、1億元の低利借款供与契約に調印。
- 28日** ▶当局、スーターのNLDマヤンゴン地区青年部の集会への参加を阻止。集会も、強制的に解散。
- 29日** ▶タイ外相、来訪(～30日)。
- 30日** ▶山口日本大使、スーターと会談。
- [11月] 5日** ▶当局、ヤンゴンのタムウェ支部で集会を開こうとしたNLD党員約50人を連行。
- 10日** ▶ASEAN事務局長、来訪(～16日)。12日にタンシェエ議長と、16日にはキンニュン第1書記と会談。
- 14日** ▶タイ外務省、18日にバンコクで開催予定のASEAN・EUの合同協力委員会会合の延期を発表。
- 15日** ▶SLORC解散。代わって、国家平和開発評議会(SPDC)設立。メンバーは19人。
- ▶内閣、大幅改造(参考資料参照)。
- 16日** ▶新規に33人の副大臣を任命。
- 22日** ▶トゥンチー前貿易商業相他数人の前閣僚、汚職の疑いで取り調べ。
- 24日** ▶NLD、スーター宅で「国民の日」を記念する集会を開催。約350人が参加。
- 28日** ▶小渕外相、衆院外務委でヤンゴン国際空港拡張事業へのODA再開に前向きな発言。
- [12月] 1日** ▶政府、死刑囚・終身および長期禁固刑受刑者らに対し、恩赦を実施。
- 6日** ▶ソールウイン・ホテル観光相、国民会議開催委員会委員長に就任。副委員長に、セイントゥワー宗教相、ピーソウン社会福祉・救済・再定住相が就任。
- 9日** ▶開発委員会修正法、公布。
- 10日** ▶ミャンマー産業開発銀行理事会メンバー変更。第2工業相が委員長、第1工業相が副委員長に就任。
- 12日** ▶政府、チーマウンNLD副議長の辞任を発表。ティンサーNLD副議長はこれを否定。
- 15日** ▶タンシェエ議長、クアラルンプールにて、ASEAN非公式首脳会議に参加(～16日)。
- ▶ASEAN拡大首脳会議、来春ロンドンで開催予定の第2回アジア欧州会議(ASEM)首脳会合に、ミャンマーを加えないことを確認。
- 16日** ▶タンシェエ議長、アナン国連事務総長とクアラルンプールで会談。国連特使としてデソト事務次長補の受け入れを表明。
- 18日** ▶当局、NLD中央執行委員5人を内務省へ呼び、スーターの自宅外活動自粛を要請。
- 20日** ▶再度、内閣改造を実施。閣僚8人の所管省が変更、1人が新規入閣。
- 22日** ▶東京海上火災保険、ヤンゴン事務所を開設。
- 30日** ▶ミャンマー警察規律維持修正法公布。

參考資料

ミャンマー 1997年

① 国家機構圖



② 軍幹部および閣僚名簿

1 國家平和開發評議會(SPDC) (1997年11月15日發足時)

名前	SPDCにおける役職	軍における地位	
		階級	役職
Than Shwe	議長	上級大將	國軍司令官
Maung Aye	副議長	大將	國軍副司令官、陸軍司令官
Khin Nyunt	第一書記	中將	情報局長、戰略研究所長
Tin Oo	第二書記	中將	陸軍參謀長
Win Myint	第三書記	中將	軍務總局長
Nyunt Thein	委員	准將(海軍)	海軍司令官
Kyaw Than	委員	准將(空軍)	空軍司令官
Aung Htwe	委員	少將	西部軍管區司令官
Ye Myint	委員	少將	中央軍管區司令官
Khin Maung Than	委員	少將	ヤンゴン軍管區司令官
Kyaw Win	委員	少將	北部軍管區司令官
Thein Sein	委員	少將	三角地帶軍管區司令官
Thura Thihha Thura Sitt Maung	委員	少將	沿海部軍管區司令官
Thura Shwe Mann	委員	准將	南西軍管區司令官
Myint Aung	委員	准將	南東軍管區司令官
Maung Bo	委員	准將	東部軍管區司令官
Thihha Thura Tin Aung Myint Oo	委員	准將	北東軍管區司令官
Soe Win	委員	准將	西北軍管區司令官
Tin Ave	委員	准將	南部軍管區司令官

(出所) 国家平和開発評議会 布告 1/97号等より、筆者作成。

(注) (1)4位までが旧SLORCメンバー。(2)6位のNyunt Theinの英文階級名はRear Admiral, ミャンマー語のBo Hmu Gyoke(准将)から訳出した。(3)8位から13位は留任した司令官, 14位から19位は新規就任。

2 閣僚名簿(1997年12月21日現在)

	役職名	名前	地位	前職
1	首相	Than Shwe	上級大将	留任
2	副首相	Maung Maung Khin	海軍中將	留任
3	副首相	Tin Tun	空軍中將	留任
4	国防相	(首相が兼務)		(留任)
5	国軍関連相	Tin Hla	中將	主計総監
6	農業灌漑相	Nyunt Tin	少將	南西軍管区司令官(兼)エーヤワディLORC議長
7	第一工業相	Aung Thaung	文人(元軍人)	畜産水産相
8	第二工業相	Hla Myint Swe	少將	北西軍管区司令官(兼)サガインLORC議長
9	外相	Ohn Gyaw	文人	留任
10	国家計画経済開発相	Soe Tha	文人	通信・郵便・電信相
11	運輸相	Tin Ngwe	中將	空軍司令官
12	労働相	Tin Aye	海軍中將	海軍司令官
13	協同組合相	Aung San	文人	文化相
14	鉄道運輸相	Pan Aung	文人(元軍人)	教育相
15	エネルギー相	Lun Thi	准將	(不明)
16	教育相	Than Aung	文人	協同組合相
17	保健相	Ket Sein	少將	南東軍管区司令官(兼)モン州LORC議長
18	貿易商業相	Kyaw Than	少將	第二工業相
19	ホテル観光相	Saw Lwin	少將	労働相
20	通信・郵便・電信相	Win Tin	准將	財政歳入相
21	財政歳入相	Khin Maung Thein	文人(元軍人)	エネルギー相
22	宗教相	Sein Htwa	少將	監察官
23	建設相	Saw Tun	少將	留任
24	科学技術相	Thaung	文人	留任
25	文化相	Win Sein	文人(元軍人)	鉄道運輸相
26	入国管理・人口相	Saw Tun	文人(元軍人)	保健相
27	情報相	Kyi Aung	少將	南部軍管区司令官(兼)バゴー管区LORC議長
28	国境地域少数民族開発相	Thein Nyunt	大佐	マグエー管区LORC議長
29	電力相	Tin Htut	少將	東部軍管区司令官(兼)シャン州LORC議長
30	スポーツ相	Sein Win	准將	留任
31	林業相	Aung Phone	文人	林業省副大臣
32	内務相	Tin Hlaing	大佐	内務省副大臣
33	鉱山相	Ohn Myint	准將	第44歩兵師団司令官
34	社会福祉・教諭・再定住相	Pyi Sone	准將	第2戦術作戦司令官
35	畜産水産相	Maung Maung Thein	准將	第22歩兵師団司令官
36	SPDC議長府大臣	Min Thein	中將	留任(SLORC議長府大臣)
37	SPDC議長府大臣	Maung Maung	准將	副首相府大臣
38	SPDC議長府大臣	Abel	准將	国家計画経済開発相
39	首相府大臣	Lun Maung	准將	留任
40	首相府大臣	Than Shwe	文人(元軍人)	留任
41	首相府大臣	Tin Ngwe	少將	北東軍管区司令官(兼)シャン州北部LORC議長
廃止	(副首相府大臣)			
廃止	(副首相府大臣)			

(注) 文人のうち過去の軍籍を確認できた者だけを元軍人と表記した。

(出所) 国家平和開発評議会 布告 2/97号, および同命令 1/97号, 情報シート A.0255(1)等より; 筆者作成。

③ 国有企業法¹⁾(修正)

第Ⅰ章 表題と定義 (省略)

第Ⅱ章 政府のみが行う経済事業²⁾

3 政府のみが国有企业として次の経済事業を行う権利をもつ。

(a)～(l)³⁾ (省略)

4 および5. (省略)

第Ⅲ章 その他の経済事業を遂行する権利

6 何人も、第3条で政府のみが遂行すると規定されている経済事業以外の、いかなる経済事業をも遂行する権利をもつ。

7 第6条の規定を侵害しない範囲で、政府は第3条で政府のみが遂行すると規定されている経済事業に加えて、ミャンマー連邦の国益上必要とみなされる場合には、規定以外の経済事業をも遂行することができる。

第Ⅳ章 組織を設立する権利

8 (a)第3条および第7条で言及されている経済事業を遂行する目的で、政府は告示により、

(i)職務を負う組織を設立し、その職務と権限を規定することができる。

(ii)必要に応じ、この法律の施行時に存在する組織を再組成し、その職務と権限を改定および規定することができる。

(iii)必要に応じ、(i)項および(ii)項で言及されている組織を監督する単独または複数の組織体を設立し、その職務と権限を規定することができる。

(b)(a)項に基づき設立される各々の組織は、永続性と公印(common seal)をもつ法人(body corporate)であり、その法人名で訴訟を起こしたり告訴される権利をもつ。

8-A⁴⁾(a)国家の経済発展に貢献し、国家財政の負担を軽減するために、そして国

家公務員の福利のために、政府は告示により、国庫からの資金提供を受けず、関連政府機関の公務員組織が所有する独自の基金から投資を行うことにより、経済事業を遂行することが可能な組織を組成することができる。

(b)(a)項に基づき発行される告示には、次の項目が含まれなければならない。

- (1) 許可される経済事業の形態、
- (2) 管理組織(administrative body)の構成、職務、権限
- (3) 下部作業組織(subordinate working bodies)の構成、職務、権限
- (4) 資本および資産
- (5) 財政関連事項
- (6) 会計監査関連事項
- (7) その他必要事項

(c)(a)項に基づき組成される組織の機能を監督するために、関連省の下に形成される組織、あるいは別途形成される組織に権限が与えられる。

(d)(a)項に基づき設立される各々の組織は、永続性と公印をもつ法人であり、その法人名で訴訟を起こしたり告訴される権利をもつ。

第Ⅴ章 違反と罰則 (省略)

第Ⅵ章 総則 (省略)

(注) 1)「国有企業法」(1989年3月31日)。

2) Economic Enterprises。

3) チーク材の伐採・販売、石油・天然ガスの採掘・販売、郵便・電気通信事業、放送・テレビ放映事業など12業種。

4) 「国有企業法を修正する法律」(1997年3月4日)により追加。

(出所) The State-owned Economic Enterprises Law (31st March, 1989), およびThe Law Amending the State-owned Economic Enterprises Law (4th March, 1997).

主要統計

ミャンマー 1997年

1 基礎統計

	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96	1996/97
人 口 (100万人)	40.79	41.55	42.33	43.12	43.92	44.74	45.57
労 働 力 人 口	15.73	16.07	16.47	16.81	17.23	17.59	17.96
消 費 者 物 価 指 数 (1985/86=100,ヤンゴン市)	233.73	301.80	369.09	492.99	603.66	735.51	882.81
為替レート(1ドル=チャット)	6.339	6.284	6.077	6.108	5.892	5.623	5.910

(出所) Ministry of National Planning and Economic Development, *Review of the Financial, Economic and Social Conditions for 1996/97*, および *Selected Monthly Economic Indicators*, July & August 1997.

2 産業別国内総生産 (1985/86年 生産者価格)

(単位:100万チャット)

	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96 (暫定実績)	1996/97 (暫定)
1.財 生 産 計	30,605	30,134	33,445	35,452	37,909	40,445	42,934
農 業	19,471	18,708	21,029	22,009	23,483	24,765	25,691
畜 産・漁 業	3,610	3,817	3,990	4,182	4,435	4,567	5,011
林 業	942	926	896	905	775	745	756
鉱 業	443	492	590	655	752	865	947
製 造 業	4,560	4,376	4,850	5,306	5,757	6,188	6,510
電 力	340	363	475	592	620	661	714
建 設	1,240	1,452	1,615	1,804	2,087	2,654	3,305
2.サ ー ビ ス 計	8,270	8,695	9,225	9,963	10,956	11,960	12,717
運 輸	1,906	2,017	2,200	2,402	2,672	2,867	2,996
通 信	361	421	530	575	692	846	922
金 融	268	316	363	503	740	998	1,180
社 会・行 政	3,426	3,574	3,678	3,944	4,211	4,443	4,650
その他のサービス	2,310	2,368	2,454	2,539	2,641	2,807	2,970
3.商 業	11,385	11,104	12,087	12,649	13,541	14,305	14,935
国内生産計(1+2+3)	50,260	49,933	54,757	58,064	62,406	66,710	70,586
G D P 成長率(%)	2.8	-0.6	9.7	6.0	7.5	6.9	5.8
1人当たりGDP(チャット)	1,232	1,202	1,293	1,347	1,421	1,491	1,549

(出所) 表1に同じ。

3 財政収支

(単位:100万チャット)

	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96 (暫定実績)	1996/97 (暫定)
財政収入	15,969.0	17,808.0	20,228.0	27,227.2	31,925.9	39,320.6	50,058.8
財政支出	27,636.9	30,523.3	32,600.2	43,453.2	61,986.4	78,336.9	104,374.1
経常支出	17,443.8	18,148.6	19,377.8	27,823.2	36,319.1	37,338.2	51,412.8
政府部門	16,552.1	17,880.0	18,067.4	23,289.7	27,741.4	32,898.6	37,689.4
国有企业(純支出)	891.7	268.6	1,310.4	4,533.5	8,577.7	4,439.6	13,723.4
資本支出	10,193.1	12,374.7	13,222.4	15,630.0	25,667.3	40,998.7	52,961.3
政府部門	6,815.4	9,098.0	9,760.0	12,304.9	20,146.4	31,825.3	37,309.0
国有企业	3,377.7	3,276.7	3,462.4	3,325.1	5,520.9	9,173.4	15,652.3
財政収支 (% of GDP)	-11,667.9 -7.7	-12,715.3 -6.8	-12,372.2 -5.0	-16,226.0 -4.5	30,060.5 -6.4	-39,016.3 -6.5	-54,315.3 -7.6

(出所) Central Statistical Office, Statistical Yearbook 1997.

4 國際収支

(単位:100万チャット)

	1990/91	1991/92	1992/93	1993/94	1994/95	1995/96 (暫定実績)	1996/97 (暫定)
経常収支勘定							
輸出	2,966.3	2,702.0	3,590.0	4,249.0	5,405.2	5,254.5	5,234.3
輸入	6,026.5	5,285.4	6,139.5	7,951.5	8,765.6	10,295.4	10,811.5
貿易収支 (% of 輸出)	-3,060.2 -103.2 (% of GDP)	-2,583.4 -95.6 -1.4	-2,549.5 -71.0 -1.0	-3,702.5 -87.1 -1.0	-3,360.4 -62.2 -0.7	-5,040.9 -95.9 -0.8	-5,577.2 -106.6 -0.8
受取支払	1,182.9 1,439.1 サービス収支	1,126.4 978.4 -256.2	1,667.1 1,105.7 148.0	1,506.2 1,219.8 561.4	1,734.9 1,212.2 286.4	2,259.2 2,316.4 522.7	2,506.1 2,101.0 405.1
移転収支*	474.5	519.0	741.6	1,670.3	1,895.0	2,587.8	2,469.4
経常収支 (% of 輸出) (% of GDP)	-2,841.9 -95.8 -1.9	-1,916.4 -70.9 -1.0	-1,246.5 -34.7 -0.5	-1,745.8 -41.1 -0.5	-942.7 -17.4 -0.2	-2,510.3 -47.8 -0.4	-2,702.7 -51.6 -0.4
贈与	181.2	404.4	434.0	601.3	632.4	743.8	691.0
資本収支勘定							
長期借入	757.8	385.5	491.0	546.0	593.2	674.5	923.1
元本返済	314.5	205.1	161.5	202.5	245.6	903.0	1,227.2
長期純借入	443.3	180.4	329.5	343.5	347.6	-228.5	-304.1
短期純借入	-45.1	-23.4	-161.5	-6.5	-6.7	-4.7	-1.0
IMF純借入	-44.1	-27.7	79.1	-16.7	-16.2	-16.8	-15.1
短期純借入	-89.2	-51.1	-82.4	-23.2	-22.9	-21.5	-16.1
海外直接投資	1,361.1	1,560.2	835.9	587.4	813.8	1,824.3	2,035.4
その他資本取引	-0.4	-0.4	-102.3	-0.4	0.0	0.0	-3.5
資本収支	1,714.8	1,689.1	980.7	907.3	1,138.5	1,574.3	1,711.7
誤差脱漏	-210.0	-198.5	-213.8	22.8	-421.9	-19.0	0.0
総合収支	-1,155.9	-21.4	-45.6	-214.4	406.3	-211.2	-300.0

(注) *大部分が海外出稼ぎ労働者からの本国送金。ここでは贈与を含まない。

(出所) 表3に同じ。